

2015年5月11日

お客様各位

セントラル警備保障株式会社

一部の警備用機器に関するお知らせ

お客様のご自宅や事務所等に設置している一部の警備用機器におきまして、タイマーの期限設定に誤りがあり、ご利用開始から約6年9ヶ月後に、以下記載の事象が起こることが判明しました。この期間内の動作については異常をきたしませんが、該当する機器を使用しているお客様には、ご訪問の上、この事象発生を回避するための解消作業を実施させていただきたいと存じます。

お客様には、大変ご迷惑をお掛けしますこととお詫び申し上げますとともに、何卒解消作業にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1 対象の警備用機器

- ・ホームセキュリティ用通報機
- ・シニアの見守り用通報機
- ・事務所等の警備用通報機



※ 表面パネルが白色などの場合もあります。

2 発生し得る事象

警備用機器の電源投入後、通電状態で2485日（約6年9ヶ月）経過すると、お客様の機種により以下のような事象が発生します。

- ・事象① 1日に1回、弊社へ送られるべき通信信号が、何度も送信される
- ・事象② 警備の操作（開始・解除）ができなくなる
- ・事象③ 異常が発生していないのに、通報機からメッセージが流れる
- ・事象④ 一定条件により通信ができなくなる（シニアの見守り用通報機のみ）

お客様の対象の警備機器および事象の発生する時期は弊社で具体的に把握しております。

3 解消作業

この事象が発生しないよう、解消作業として、ソフトウェアの修正を実施させていただきます。点検を含め 30 分程度の作業時間です。

事象発生の時期が到来する前に、あらかじめご連絡させていただいたうえで解消作業に伺わせていただきますが、それまでの間も、これまでどおりお使いいただけます。

4 ご訪問日時

お客様を担当する部署より、電話にてご連絡させていただきます。

誠に勝手ながら、事象発生日が近いお客様より優先し、対応させていただきます。

5 お問い合わせ先

セントラル警備保障株式会社 お問い合わせ窓口

0120-954819

※携帯電話からもご利用いただけます。

【受付時間】 午前9時～午後8時（平日・土日祝 受付）